**●優良工事・優良業者を表彰しました**

　市では、建設業者の施工技術の向上と育成を目的に、市が発注した建設工事を優良な成績で完成した業者を表彰しています。

　市が発注し平成28年度に完成した、道路の舗装や修繕、建物の建設や改修、設備工事のうち、特に施工の取り組みが優秀で、他の模範となる工事を選択し、品質の高い工事を行った施工業者10社を優良業者として、表彰状を授与しました。

■平成29年度優良工事・優良業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部門 | 優良業者 | 優良工事 |
| 建築 | 荒谷土建 | 古川第一小学校屋内運動場大規模改造工事（建築） |
| 藤山工務店 | 田尻中学校水泳プール耐震化改修工事（建築） |
| 設備 | 富士電工 | 三本木小学校校舎大規模改造工事（電気） |
| 土木 | 仙北建設 | 平成28年度市道台所線外1路線防雪柵設置工事 |
| 東北ニチレキ工事  大崎営業所 | 平成28年度市道沼木・通木線外2路線道路舗装工事 |
| 丸岩運輸建設 | 27災第3210号市道絵図沢1号線（下鵙目橋）橋梁災害復旧工事 |
| 富士土木 | 平成28年度市道多高田線道路舗装工事 |
| 陽光建設 | 鳴子峡遊歩道法面対策工事 |
| 丹勝 | 27災第3208号市道沢通原線道路災害復旧工事 |
| 荒谷土建 | 平成27年度市道江合線道路修繕工事 |
| 大崎道路 | 平成28年度市道桜目橋下川原一号線舗装修繕工事 |

検査課　23-5169

**●パブリックコメントを募集します**

　空家等対策計画の策定を行っています。皆さんからの意見を聞かせてください。

■計画の公表方法

①市ウェブサイトでの閲覧

（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,20965,29,110,html）

②窓口での閲覧

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

●環境保全課

■対象者

　市内に居住または勤務している人、市内に事業所を有する個人や法人

■意見の提出期間

　8月10日から31日

※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分まで受け付けます。郵送の場合は、

　8月31日の消印有効です。

■意見の提出先

　持参、郵送、ファクス、Eメール（件名を「空家等対策計画への意見」と明記）のいずれかで提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

市民協働推進部環境保全課生活環境担当　ファクス24-2249

kankyo@city.osaki.miyagi.jp環境保全課生活環境担当　電話23-6074

**●仙台広告賞ラジオ部門で「銅賞」を受賞！**

　大崎市誕生10周年を記念して、昨年度に放送したラジオコマーシャル「おめでとう 大崎市10周年キャンペーン」7作品が、第47回仙台広告賞ラジオ部門で銅賞を受賞しました。作品は市ウェブサイトに掲載しています。

△市ウェブサイト掲載ページ

　http://www.city.osaki.miyagi.jp/news/index.cfm/detail.1.20837.html

**●70歳以上の高額療養費制度が見直されます**

**高額療養費とは**

　高額療養費は、医療機関に支払った1カ月の一部負担金（医療費）の合計金額が自己負担限度額を超えた場合に、申請によって差額分の払い戻しが受けられる制度です。

　70歳以上の場合は、窓口での支払いが医療機関ごとに限度額までとなります。限度額は被保険者証の提示で適用されます。左表の低所得Ｉ・Ⅱに該当する場合は、被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、窓口で低所得者の限度額が適用されます。認定証は、健康保険証の発行元である保険者から交付を受けてください。

**高額療養費制度の改正**

　医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳以上の高額療養費の区分や限度額が左表のとおり見直されます。また、低所得者に配慮し、低所得区分に内容の変更はありません。一般区分には、外来療養の年間限度額が新たに設けられています。

　なお、今回の改正は、すべての70歳以上の人が対象（70歳になる人は、誕生日が1日の人は誕生月、2日以降の人は誕生月の翌月から対象）です。70歳未満の人の限度額などに変更はありません。

■70歳以上の自己負担限度額（月額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 7月診療分まで | | |
| 区分 | 外来（個人） | 外来＋入院（世帯） |
| 現役並み所得者（課税所得145万円以上） | 44,400円 | 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%  ※4回目以降44,400円 |
| 一般（課税所得145万円未満） | 12,000円 | 44,400円 |
| 8月～平成30年7月診療分 | | |
| 区分 | 外来（個人） | 外来＋入院（世帯） |
| 現役並み所得者（課税所得145万円以上） | 57,600円 | 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%  ※4回目以降44,400円 |
| 一般（課税所得145万円未満） | 14,000円  （年144,000円） | 57,600円  ※4回目以降は44,400円 |
| 平成30年8月診療分以降 | | |
| 区分 | 外来（個人） | 外来＋入院（世帯） |
| 課税所得  690万円以上 | 252,600円＋（医療費－842,000円）×1%  ※4回目以降は140,100円 | |
| 課税所得  380万円以上 | 167,400円＋（医療費－558,000円）×1%  ※4回目以降は93,000円 | |
| 課税所得  145万円以上 | 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%  ※4回目以降は44,400円 | |
| 一般（課税所得145万円未満） | 18,000円  （年144,000円） | 57,600円  ※4回目以降は44,400円 |
| 変更なし | | |
| 区分 | 外来（個人） | 外来＋入院（世帯） |
| 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ（所得が一定以下） | 8,000円 | 15,000円 |

※区分は、本人と世帯員の市民税の課税状況などで判定します。

※外来＋入院（世帯）の限度額は、世帯内で同じ保険者の人の合計額で算出します。

保険給付課国民健康保険担当　23-6051

**●平成30年度から国保制度が変わります**

　　平成30年度から国民健康保険（国保）制度が変わり、市町村国保の財政運営の仕組みが変わります。

　国保制度が変わっても、医療の受け方は変わりません。また、保険料（税）の納付先や保険給付の申請、各種届け出の窓口は、これまでどおり市町村となります。

**被保険者証などの様式が変わります**

　県が国保の保険者となるため、被保険者証の様式が変わります。

　交付済みの被保険者証は、平成30年4月1日以降で最初の被保険者証の更新の際に変更となります。

**資格の管理（取得・喪失）が都道府県単位に変わります**

　平成30年4月1日以降は、県の国民健康保険加入者（被保険者）となります。

　被保険者が県内の他市町村へ住所異動した場合は住所変更の手続き、県外へ住所異動した場合は資格の喪失や取得の手続きが必要です。

　各種手続きや被保険者証の交付は、これまでどおり市町村の窓口で行います。

**高額療養費が見直され、被保険者の負担が軽減されます**

　高額療養費は、医療機関に支払った1カ月の一部負担金（医療費）が、制度で定める自己負担限度額を超えた場合、差額分の払い戻しが受けられる制度です。同一市町村で過去1年間に高額療養費の対象となった月が4回以上ある場合は、4回目以降の自己負担限度額が引き下げられ、被保険者の負担が軽減されます。

　平成30年4月以降は回数の判定方法が見直され、同一県内で対象となった月数を対象として自己負担限度額が引き下げられます。県内で住所異動があった場合にも、引き続いて被保険者の負担が軽減されることになります。

保険給付課国民健康保険担当　23-6051